（２）自動車：台
（３）鉄鋼：トン
（４）基礎化学品：トン
（５）燃料：リットル

別表４（事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法）

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

費用＼調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	社債の発行	自己資金	その他	合計	備考
事業適応の実施に必要な資金の額							

（注）

１．「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」、「社債の発行」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

２．法第21条の24第１項に基づく認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを受けようとする場合又は当該資金を調達するために社債を発行しようとする場合にあっては、その旨を、資金の貸付けを行う金融機関名又は社債の引受けを行う金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

別表５（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項

（１）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略の実効性を担保するための管理体制

（２）自社の事業活動における気候変動の重要性

（３）環境への負荷の低減に関する野心的な目標に関する実施状況の報告方法・達成状況の検証方法

（注）

１．外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

２．公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給しない場合においては、（３）の記載は要しない。

様式第十八の十九（第11条の20第１項関係）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法第21条の35の確認を受けたいので、申請します。

記

１．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標

２．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容

（１）エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的内容

（２）半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得及び事業供用の内容並びにこれらの資産に投資した金額の内訳

	種類	設備等の名称	数量	取得時期	事業供用時期	投資額（千円）
1						
2						
3						
					合計	（　）

（注）

１．半導体生産用資産等とは、半導体生産用資産（租税特別措置法第42条の12の６第３項に規定する半導体生産用資産をいう。以下同じ。）又は特定商品生産用資産（同条第６項に規定する特定商品生産用資産をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。

２．特定減価償却資産とは、半導体生産用資産等とともにその産業競争力基盤強化商品を生産するた